

(案)

鴻巣市耐震改修促進計画

平成22年3月策定

平成28年3月改定

令和3年3月改定

令和8年3月改定

鴻巣市

目次

第1章 はじめに

1 基本的な事項	1
(1) 鴻巣市耐震改修促進計画の目的と背景	
(2) 本計画策定までの経過	
2 被害想定及び他の計画との関連性	4
(1) 被害想定	
(2) 他の計画との関連性	
3 計画の期間	6
4 対象建築物	6

第2章 建築物の耐震化の現状と今後の目標

1 今までの取組による鴻巣市の耐震化の現状	8
2 本計画における耐震化の目標	11

第3章 建築物の耐震化の促進に関する取組

1 住宅の耐震化の促進に関する取組	12
2 多数の者が利用する建築物（市有）の耐震化の促進に関する取組	13
3 その他の安全対策	13

第4章 関係協議会

1 彩の国既存建築物地震対策協議会	16
-------------------	----

第1章 はじめに

1 基本的な事項

(1) 鴻巣市耐震改修促進計画の目的と背景

「鴻巣市耐震改修促進計画 令和 8 年 3 月改定」(以下、「本計画」という。)は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成 7 年法律第 123 号) 第 6 条第 1 項の規定により、国の基本方針及び県の耐震改修促進計画に基づき策定するものであり、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、既存耐震不適格建築物^{※1}の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を最小限に留めることを目的としている。

また、平成 22 年 3 月に「鴻巣市耐震改修促進計画 平成 22 年 3 月」(以下、「当初計画」という。)の策定、令和 3 年 3 月に改定(以下、「令和 3 年改定計画」という。)をしたが、計画期間を令和 7 年度までとしていたことと、国の基本方針の改正及び埼玉県建築物耐震改修促進計画の改定されたことを踏まえ、令和 3 年改定計画を改定し、本計画を策定することとした。

(2) 本計画策定までの経過

本計画策定等に至るまでの主な経過は表 1 のとおりである。

表 1 本計画策定等に係る主な経過

年 月	経 過	備 考
昭和 56 年 6 月	建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成 7 年 1 月	平成 7 年兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	最大震度 7 死者・行方不明者 6,437 人 (内閣府 H P 災害情報より) 旧耐震基準の建物に大きな被害が発生
平成 7 年 10 月	耐震改修促進法制定	
平成 12 年 6 月	建築基準法改正	木造住宅の接合部の仕様を明示
平成 18 年 1 月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の告示 (以下、「国の基本方針」という。)	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定を規定
平成 19 年 3 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	平成 27 年度までの耐震化率の目標 住宅 90% 多数の者が利用する建築物 県有 100%、市町村有 99%、民間 90%

※ 1 既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号に規定される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で、同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているもの

平成 22 年 3 月	鴻巣市耐震改修促進計画策定	鴻巣市の平成 27 年度までの耐震化率の目標を設定
平成 23 年 3 月	平成 23 年東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	最大震度 7 死者 19,729 人、行方不明者 2,559 人 (内閣府HP 災害情報より)
平成 25 年 10 月	国の基本方針の改正	令和 2 年までに住宅の耐震化率 95% の目標を明示
平成 25 年 11 月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組を強化
平成 26 年 3 月	埼玉県地域防災計画改正	県の減災目標の設定
平成 26 年 3 月	埼玉県地震被害想定調査報告書	首都直下地震による被害を最小化するための総合的な対策の構築
平成 27 年 2 月	首都直下地震に備える埼玉減災プラン - 埼玉県震災対策行動計画・策定	令和 2 年度までに住宅の耐震化率 95% の目標を設定
平成 27 年 3 月	鴻巣市地域防災計画改定	埼玉県地域防災計画改正を受け改定
	首都直下地震緊急対策推進基本計画閣議決定	令和 2 年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95% の目標を明示
平成 28 年 3 月	国の基本方針の改正	令和 7 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示
平成 28 年 3 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定	令和 2 年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 多数の者が利用する建築物 市町村有 100%、民間 95% (県有は 100% 耐震化済 (移転解体等計画が決定したものを含む))
平成 28 年 3 月	鴻巣市耐震改修促進計画改定	鴻巣市の令和 2 年度までの耐震化率の目標を設定 住宅 95% 多数の者が利用する市有建築物 100%
平成 28 年 4 月	平成 28 年熊本地震	最大震度 7 (2 回記録) 死者 273 人 (内閣府HP 災害情報より) 平成 12 年 5 月 31 日以前に建築された住宅にも倒壊被害が発生
平成 29 年 3 月	第 6 次鴻巣市総合振興計画策定	よりよい地域づくりのための様々な施策を、バランス良く効率的に進めていくための基本的な指針
平成 29 年 3 月	鴻巣市公共施設等総合管理計画策定	将来を見据えた公共施設等の最適化を実現するための基本方針
平成 30 年 6 月	大阪府北部地震	最大震度 6 弱 死者 4 人 (うちブロック塀崩落により 2 人死亡) (内閣府HP 災害情報より)
平成 30 年 12 月	国の基本方針の改正	令和 7 年を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示
平成 31 年 1 月	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について診断義務付けなど、耐震化の促進に向けた取組を強化
令和元年 7 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画一部改定	耐震診断を義務付ける道路を指定
令和 3 年 3 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定	令和 7 年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 耐震診断義務化建築物をおおむね解消 多数の者が利用する建築物 市町村有 100%、民間おおむね解消
令和 3 年 3 月	鴻巣市耐震改修促進計画改定	令和 7 年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 多数の者が利用する市有建築物 100% (達成済)

令和 3 年 3 月	鴻巣市国土強靭化地域計画策定	4 つの基本目標を設定し、強靭化を推進
令和 3 年 12 月	国の基本方針の改正	令和 12 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示 令和 7 年までに耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示
令和 4 年 3 月	鴻巣市地域防災計画改定	埼玉県地域防災計画との整合を図る
令和 6 年 1 月	令和 6 年能登半島地震	最大震度 7 死者 592 人 (内閣府HP 災害情報より) 平成 12 年 5 月 31 日以前に新耐震基準により建築された住宅にも倒壊被害が発生
令和 7 年 7 月	国の基本方針の改正	令和 17 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示 耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和 12 年までに、要安全確認計画記載建築物については早期におおむね解消する目標を明示

2 被害想定及び他の計画との関連性

(1) 被害想定

県が策定した「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）」を基に市が策定した「鴻巣市地域防災計画」では、東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震、関東平野北西縁断層帯地震及び立川断層帯地震の 5 つが想定地震として明示されている。又、鴻巣市地域防災計画では、首都圏直下型地震として切迫性を有している東京湾北部地震と最大被害が出るとされている関東平野北西縁断層帯地震の被害想定が明示されている。想定地震の概要と被害想定を表 2 及び表 3 に示す。

表 2 想定地震の概要

地震のタイプ [¶]	想定地震	地震の規模	今後30年以内の地震発生確率
海溝型地震	東京湾北部地震	M7.3	70%
	茨城県南部地震	M7.3	70%
	元禄型関東地震	M8.2	ほぼ 0%
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	M8.1	ほぼ 0%～0.008%
	立川断層帯地震	M7.4	0.5%～2%

※ 「鴻巣市地域防災計画 令和 4 年 3 月」より抜粋

表 3 東京湾北部地震と関東平野北西縁断層帯地震による被害想定

		東京湾北部地震	関東平野北西縁断層帯地震(破壊開始点:北)
想定最大震度		震度 5 強	震度 7
建物被害	全壊	0 棟	6,300 棟(うち木造 5,751 棟)
	半壊	24 棟 (うち木造 18 棟)	7,553 棟(うち木造 6,339 棟)
人的被害	死者	0 人	415 人
	負傷者	4 人	2,163 人

※ 「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）」及び「鴻巣市地域防災計画 令和 4 年 3 月」を基に作成

(2) 他の計画との関連性

本計画と第6次鴻巣市総合振興計画、鴻巣市公共施設等総合管理計画、鴻巣市地域防災計画、鴻巣市国土強靭化地域計画及び市が策定するその他の計画は、整合を図るものとする。

また、国際目標のSDGs^{※2}達成に向けた取組方向性との整合を図るものとする。



① 第6次鴻巣市総合振興計画

よりよい地域づくりのための様々な施策を、バランス良く効率的に進めていくための基本的な指針となるもので、鴻巣市が進むべき方向性を明確に示すとともに、それに向かって行うべき政策及び施策を体系化した、鴻巣市の行財政運営における最上位計画である。施策別の計画の中で、「防災・減災対策の推進」や「調和と魅力ある土地利用の推進」があり、「市民、地域、行政が一体となった防災・減災体制が整備され、安心して暮らせるまちづくり」、「都市と緑が調和した秩序ある土地利用」を目指している。

② 鴻巣市公共施設等総合管理計画

全ての公共施設及び土木インフラを対象に、財政負担を軽減・標準化するとともに、将来を見据えた公共施設等の最適化を実現するための基本方針である。

耐震化・長寿命化の実施方針の中で、本計画対象外の公共施設については適宜耐震診断を行い、必要に応じて耐震化対策を進めることとしている。

③ 鴻巣市地域防災計画

本市の地域に係る災害に対し、防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、災害の予防、差し迫った危険への対応、発災時の対応、発災後の応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより減災に努め、もって、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

一般木造建築物については、市の支援制度に基づき耐震診断や耐震改修に補助するなど、必要な助言、指導、支援を行うことや、平成24年から平成25年にかけて最新の知見に基づいて行った「埼玉県地震被害想定調査結果」を踏まえ、地震発生直後の対応を示している。

※2 SDGs

「Sustainable Development Goals」の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標

④ 鴻巣市国土強靭化地域計画

過去の災害を教訓に、大規模自然災害が発生しても市民の生命・生活を最大限に守る「強さ」と、被害を最小化することで迅速な復旧・復興を可能とする「しなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを推進することを目的としている。

リスクシナリオ「1-4火災や建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態」に対する脆弱性評価と推進方針において「鴻巣市耐震改修促進計画」に基づき、既存住宅の耐震化の促進に関する取組や危険ブロック塀等の撤去等に関する取組を実施していくこととしている。

3 計画の期間

本計画の期間は令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とする。

期間中の社会情勢の変化や法令等の改正などに適切に対応するため、定期的に耐震化の進捗や施策の状況を確認し、必要に応じて計画の見直し等を行う。

4 対象建築物

本計画で対象とする建築物は、旧耐震基準で建築された以下のものとする。

① 住宅

居住世帯のある住宅（一戸建ての住宅、長屋、共同住宅）

② 耐震診断義務化建築物

表 4 に掲げる用途及び規模に該当する要緊急安全確認大規模建築物^{*3}のうち市有のもの

③ 表 4 に掲げる多数の者が利用する建築物^{*4}のうち市有のもの

※3 要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項に規定される建築物

※4 多数の者が利用する建築物

耐震改修促進法第 14 条第 1 号及び同法施行令第 6 条に規定された用途・規模の建築物（特定既存震不適格建築物）

表4 対象建築物用途・規模一覧

(多数の者が利用する建築物及び要緊急安全確認大規模建築物)

本計画における分類	用 途	規 模	
		多数の者が利用する建築物	要緊急安全確認大規模建築物
学校	幼稚園、幼保連携型認定こども園（※）	2階以上かつ 500 m ² 以上	2階以上かつ 1,500 m ² 以上
	小学校等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校）	2階以上かつ 1,000 m ² 以上	2階以上かつ 3,000 m ² 以上
	学校（小学校等以外の学校）	—	—
病院・診療所	病院、診療所	—	—
劇場・集会場等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂	—	—
店舗等	展示場	3階以上かつ 1,000 m ² 以上	3階以上かつ 5,000 m ² 以上
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
	遊技場		
	公衆浴場		
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
	卸売市場	—	—
ホテル・旅館等	ホテル、旅館	—	3階以上かつ 5,000 m ² 以上
賃貸共同住宅等	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿	—	—
社会福祉施設等	保育所、幼保連携型認定こども園（※）	2階以上かつ 500 m ² 以上	2階以上かつ 1,500 m ² 以上
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの	2階以上かつ 1,000 m ² 以上	2階以上かつ 5,000 m ² 以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者 福祉センターその他これらに類するもの		
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物	—	—
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物（不特定かつ多数の者が利用するものに限る）	3階以上かつ 1,000 m ² 以上	3階以上かつ 5,000 m ² 以上
その他	体育館	1階以上かつ 1,000 m ² 以上	1階以上かつ 5,000 m ² 以上 (一般公共の用に供されるものに限る)
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3階以上かつ 1,000 m ² 以上	3階以上かつ 5,000 m ² 以上
	博物館、美術館、図書館		
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するものの		
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		—
	事務所		—
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		—
	一定以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）	—	1階以上かつ 5,000 m ² 以上

第2章 建築物の耐震化の現状と今後の目標

1 今までの取組による鴻巣市の耐震化の現状

旧耐震基準の住宅及び多数の者が利用する建築物（市有）の耐震化状況については、次のとおりである。

① 住宅の耐震化

住宅の耐震化については、支援制度の創設や所有者への啓発活動などにより、耐震化の促進を図ってきた。平成30年10月から令和7年3月までの耐震化率※5の推移は表5-1及び表5-2のとおりである。

※5 耐震化率

昭和56年5月までに工事に着手した建築物のうち耐震性があるとされるものと新耐震基準で建築された建築物との合計が全体に占める割合で算出

表 5-1 住宅の耐震化率の推移(単位：戸)

集計日	昭和 56 年 5 月までの 旧耐震基準の住宅			昭和 56 年 6 月以降の 新耐震基準 の住宅	計	耐震化率 (%)
		耐震性 なし	耐震性 あり			
	a	b	c			
平成 30 年 10 月 1 日 ^{※6}	8,309	4,271	4,038	36,921	45,230	90.56%
令和 5 年 10 月 1 日 ^{※7}	7,817	3,706	4,111	40,613	48,430	92.35%
令和 6 年 3 月 31 日 ^{※8}	7,768	3,649	4,119	40,982	48,750	92.51%
令和 7 年 3 月 31 日 ^{※8}	7,669	3,536	4,133	41,721	49,390	92.84%

表 5-2 木造住宅（一戸建て及び長屋）の耐震化率の推移(単位：戸)

集計日	昭和 56 年 5 月までの 旧耐震基準の住宅			昭和 56 年 6 月以降の 新耐震基準 の住宅	計	耐震化率 (%)
		耐震性 なし	耐震性 あり			
	a	b	c			
平成 30 年 10 月 1 日 ^{※6}	7,402	4,142	3,260	24,008	31,410	86.81%
令和 5 年 10 月 1 日 ^{※7}	5,599	3,134	2,465	24,741	30,340	89.67%
令和 6 年 3 月 31 日 ^{※8}	5,419	3,033	2,386	24,814	30,233	89.97%
令和 7 年 3 月 31 日 ^{※8}	5,058	2,832	2,227	24,961	30,019	90.57%

※ 6 総務省統計局で公表している「平成 30 年度住宅・土地建物統計調査」を基に、最新の国土交通省の算定方法により算出（改定前計画と算定方法が異なる。）

※ 7 総務省統計局で公表している「令和 5 年度住宅・土地建物統計調査」を基に、最新の国土交通省の算定方法により算出

※ 8 「平成 30 年度住宅・土地建物統計調査」「令和 5 年度住宅・土地建物統計調査」を基に推計。（鴻巣市推計）

② 耐震診断義務化建築物の耐震化

令和6年度末時点において、耐震診断義務化建築物である要緊急安全確認大規模建築物(市有)の耐震化率は100%である。

③ 多数の者が利用する建築物（市有）の耐震化

令和6年度末時点において、多数の者が利用する建築物(市有)の耐震化率は、表6のとおり100%である。

表6 令和6年度末時点の多数の者が利用する建築物（市有）耐震化率(単位：棟)

用途分類	昭和56年5月までの 旧耐震基準の建築物		昭和56年 6月以降の 新耐震基準 の建築物	計	耐震化率 (%)	
	耐震性 なし	耐震性 あり				
	a	b				
学校	33	0	33	27	60	100%
病院・診療所	—	—	—	—	—	—
劇場・集会場等	1	0	1	4	5	100%
店舗	—	—	—	—	—	—
ホテル・旅館等	—	—	—	—	—	—
賃貸住宅等	2	0	2	8	10	100%
社会福祉施設等	2	0	2	5	7	100%
消防庁舎	—	—	—	—	—	—
その他 一般庁舎	1	0	1	0	1	100%
その他	1	0	1	4	5	100%
合計	40	0	40	48	88	100%

(令和6年度鴻巣市固定資産台帳より)

2 本計画における耐震化の目標

本計画における、住宅の耐震化の目標は表7のとおりであり、国の基本方針及び埼玉県建築物耐震改修促進計画並びに現状の市の進捗状況を踏まえて目標を定めた。

なお、多数の者が利用する建築物（市有）の耐震化率は、既に100%である。

表7 令和12年度における耐震化の目標

対象建築物の種類	現 状	目 標
	令和6年度	令和12年度
住 宅	92.84%	95%
耐震診断義務化建築物（市有） 多数の者が利用する建築物（市有）	100% (達成済み)	—

第3章 建築物の耐震化の促進に関する取組

1 住宅の耐震化の促進に関する取組

住宅の耐震化の目標を達成するために次の取り組みを行うものとする。

① 相談窓口の設置及び情報提供

市は住宅の耐震化を促進するために、相談窓口や、耐震化に関する情報をリーフレット、広報及びホームページ等を通じて情報提供に努める。

② 無料簡易耐震診断の実施

木造住宅の耐震化の促進を図るため、無料簡易耐震診断を行うよう努める。

(※市では、旧耐震基準の木造住宅及び新耐震基準の木造住宅のうち平成12年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたものの無料簡易耐震診断を実施。)

③ 耐震診断助成制度の活用

木造住宅の耐震化の促進を進めるため、「鴻巣市木造住宅耐震診断助成事業要綱」に基づく申請者に対し、耐震診断に要した費用の一部について、助成を行うよう努める。

(※令和8年4月より、旧耐震基準の木造住宅を対象としていた助成範囲を、新耐震基準の木造住宅のうち平成12年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたものにも範囲を拡充する。)

④ 耐震改修助成制度の活用

木造住宅の耐震化の促進を進めるため、「鴻巣市木造住宅耐震改修助成事業要綱」に基づく申請者に対し、耐震改修に要した費用の一部について、助成を行うよう努める。

(※令和8年4月より、旧耐震基準の木造住宅を対象としていた助成範囲を、新耐震基準の木造住宅のうち平成12年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたものにも範囲を拡充する。)

2 多数の者が利用する建築物(市有)の耐震化の促進に関する取組

多数の者が利用する建築物(市有)の耐震化率は100%である。

3 その他の安全対策

その他の安全対策について、適切な役割分担のもと、市は県と連携して住宅の耐震化に努める。

① 窓ガラス、外壁等の落下防止及び天井の脱落防止対策

市は、地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、建築物の所有者（管理者）に対し、リーフレット及びホームページ等を通じて落下対象物の調査の実施や、落下防止対策の普及啓発を行う。

② ブロック塀の安全対策

現行の建築基準法等の規定に合わない塀や、劣化した塀は地震時に倒壊しやすく、生命に関わる被害が生じることや、道路を塞ぎ通行に支障をきたすことが考えられる。

市は危険ブロック塀等の点検についての注意喚起や安全性向上のため、「鴻巣市危険ブロック塀等撤去及び生け垣等設置事業補助金交付要綱」に基づく補助制度を活用し啓発に取り組む。

③ 新耐震基準の木造住宅への対応

平成28年4月に発生した平成28年熊本地震及び令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震熊本地震においては、新耐震基準の住宅のうち、平成12年5月31日以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が確認された。

このことから、市は新耐震基準以降の既存耐震不適格建築物への地震対策の促進に努めることとし、前述「鴻巣市木造住宅耐震診断助成事業要綱」及び「鴻巣市木造住宅耐震改修助成事業要綱」の助成範囲拡充にて、対策を強化する。

④ 耐震シェルター等の活用

耐震改修が完了していない旧耐震基準の木造住宅は、地震により倒壊する危険性があるため、生命に関わる被害が生じることが考えられる。

そこで、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保し、命を守ることができるように、市は県と連携しリーフレット及び各種イベント等を通じて耐震シェルター等の活用を促進する。

⑤ 地震ハザードマップ等の活用

市は、地震による建物被害や液状化等の被害想定並びに地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法や避難場所等を地図上に表した地震ハザードマップを作成し、その周知に努める。

⑥ 建築物の土砂災害対策

地震に伴うがけ崩れ等が発生した場合、建築物への大きな被害が想定されるところから、土砂災害対策は重要と考えられる。

市は、建築物が土砂災害に対して安全な構造となるような対策実施に向けて取り組む。

⑦ 建築物の大雪対策

平成26年の大雪時には、屋根の崩落など、県内の建築物に多大な被害が発生した。

市は、法改正や各種制度通知など、国の動向に注視し、建築物の大雪対策について適切な対応を図る。

⑧ エレベーター等の地震対策

東日本大震災では、埼玉県を含め全国20都道県で合計257件のエレベーターの閉じ込めが発生し、エスカレーターの脱落等も複数確認された。

大地震が発生した場合、エレベーターの閉じ込め等が発生する可能性が高く、救助には長い時間を要する。

のことから市は、県と連携し、エレベーター及びエスカレーターの脱落対策等の地震対策について、定期報告制度を活用し、改修等の指導を行う。また、エレベーター及びエスカレーターが設置された建築物の所有者等に向け、地震時のリスクなどを周知するとともに、地震対策に努める。

⑨ 高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン^{※9}等の融資制度

市は、県と連携し、高齢者世帯の住宅の耐震化を促進するため、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度の活用・普及に努める。

※9 高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン：独立行政法人住宅金融支援機構と提携する民間の金融機関が提供する住宅ローン（リバース60）。毎月の支払いは利息のみとし、元金は利用者の死亡時に担保物件の売却代金等により一括返済することとしており、通常の住宅ローンと比較して、毎月の負担が軽減される。

⑩ 家具の転倒防止対策

市は、建築物の耐震化を促進するだけでなく、地震時の家具等の転倒による圧迫死を防止するため、家具や電化製品の固定を促すためのリーフレットを配布し、市民の防災意識の普及啓発を図るとともに、「鴻巣市家具転倒防止器具等購入費補助金要綱」に基づく費用の一部についての助成の周知に努める。

⑪ 地震保険の加入率向上

大規模な地震災害発生後の復旧を速やかに図るために、地震保険の活用は大変効果がある。令和5年度の地震保険の世帯加入率は、全国平均で約35.1%、埼玉県の世帯加入率が約33.7%となっている。

市は、県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容の情報提供など、地震保険の加入率向上のため、普及啓発に努める。

第4章 関係協議会

1 彩の国既存建築物地震対策協議会

市は、県、各市町村及び建築関係団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」を通じて、現行の耐震設計基準に適合しない建築物の耐震性の向上等の地震前の対策及び被災建築物応急危険度判定等の地震後の対策に関し、会員相互で各種情報交換、調査研究及び耐震相談窓口等を行い、埼玉県全体の建築物に係る地震対策の適正かつ円滑な推進を図ることを目的に、活動している。

平成10年1月に創設し、会員75団体（埼玉県、63市町村、及び11建築関係団体^{※10}令和7年4月時点）で構成している。

※10 建築関係団体（11団体）

- ・一般社団法人埼玉建築士会
- ・一般社団法人埼玉県建築士事務所協会
- ・一般財団法人埼玉県建築安全協会
- ・一般社団法人埼玉建築設計監理協会
- ・一般社団法人埼玉県建設業協会
- ・一般社団法人日本建築構造技術者協会
- ・公益財団法人埼玉県住宅センター
- ・埼玉土建一般労働組合
- ・建設埼玉
- ・埼玉県住まいづくり協議会
- ・一般財団法人さいたま住宅検査センター
- 関東甲信越支部 埼玉サテライト（JSCA 埼玉）

鴻巣市耐震改修促進計画（令和8年3月改定）

発行 令和8年3月

編集 鴻巣市 都市建設部 建築住宅課

埼玉県鴻巣市中央1－1

TEL 048-541-1321

FAX 048-577-8464

<https://www.city.kounosu.saima.jp/>